

錦織公園レンタサイクル利用規約

1 利用資格

◇ レンタサイクルは、以下の全ての項目に該当する方のみ利用することができます。

- ① 本規約及び交通規則を遵守することができる方
- ② 公園管理事務所（以下「事務所」という。）から利用者（本人）への連絡が可能な連絡手段を確保できる方
- ③ 酒気を帯びていない方
- ④ 身分証明書の提示ができる方
- ⑤ 16歳以上の方
 - ※ 利用者（本人）が18歳未満の場合は、貸出時間中、親権者又は18歳以上の方（以下「保護者」という。）が同伴できる方
 - ※ 保護者が同伴できない場合は、保護者の本規約への同意を事務所が確認できる方
保護者は、本規約に基づく責任を利用者（本人）と連帯して負うものとします。
- ⑥ 「子ども乗せ電動アシスト自転車」を利用する場合は、幼児用座席への同乗は未就学児とし、利用者（本人）が18歳以上の方

2 利用申込

- ◇ レンタサイクル利用者は、「利用申込書」に所定事項を記入してください。
- ◇ 利用料金は、貸出時にお支払いください。
- ◇ レンタル品を受取り後、利用者自身で損傷等の有無を確認してください。
 - ※ 万一、整備不良等がある場合は、別のレンタル品と交換します。

3 利用料金

◇ レンタサイクルの利用料金は、次のとおりです。

電動アシスト自転車	1日 500円
子供乗せ電動アシスト自転車	1日 600円

- ※ ヘルメットは無料で貸し出しますので、安全のために着用してください。
- ◇ 貸出当日中に返却されない場合は、超過料金として1日3,000円をお支払いいただきます。
- ◇ 返却時間内に返却できない場合は、事前に事務所に連絡してください。
 - ※ 連絡がなく返却されない場合は、所轄警察署に所要の届出を行います。
- ◇ 天候の急変等の不可抗力により、レンタル品を使用しなくなった場合は、速やかに事務所に連絡の上、レンタル品を返却してください。ただし、既納の利用料金は還付いたしません。

4 個人情報

◇ レンタサイクル利用者の個人情報は、当レンタサイクル業務以外の目的には使用いたしません。

5 利用時間及び利用可能エリア

- ◇ レンタサイクルの利用時間は、休業日（12月29日～1月3日）を除き、午前9時30分から午後4時30分までとします。ただし、災害時や事務所の都合により、利用時間及び休業日を臨時に変更する場合があります。
- ◇ レンタサイクルの利用可能エリアは、大阪府営錦織公園内に限ります。

6 禁止事項

- ◇ 利用者の次に掲げる行為を禁止します。
 - ① 無謀な運転、その他交通規則に違反する行為
 - ② 危険箇所、その他不適切な場所での利用
 - ③ 歩行者等の通行の妨げとなる場所への駐輪
 - ④ レンタル品の構造・装置等の改造及び変更
 - ⑤ 利用者（本人）以外の者の使用

7 レンタル品の返却

- ◇ レンタル品は、貸出時と同じ状態で、事務所に返却してください。
- ◇ レンタル品使用時に異常や故障が発生した場合は、返却時にその旨をお知らせください。
- ◇ やむを得ない理由により、レンタル品を事務所に返却できない場合は、その旨を事務所に連絡してください。ただし、レンタル品の回収にあたり、別途費用をお支払いいただく場合があります。

8 故障・破損、盗難・紛失

- ◇ レンタル品が故障又は破損した場合は、直ちに使用を中止し、事務所に連絡してください。
- ◇ レンタル品に盗難又は紛失があった場合は、直ちに事務所に連絡してください。
- ◇ 利用者の責めに帰すべき事由により、レンタル品が故障・破損又は盗難・紛失した場合は、その損害金額を利用者に請求することがあります。
- ◇ レンタル品の鍵を紛失又は破損した場合は、鍵の交換代金として、1,000円をお支払いいただきます。

9 事故等

- ◇ 貸出時間中に事故が発生した場合は、直ちに事務所に連絡し、事故の発生時間、場所、原因、状況等について報告してください。ただし、第三者に対する事故等について、事務所は一切の責任を負いません。
- ◇ 利用者の責めに帰すべき事由により、公園施設又は第三者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償するものとします。

10 紛争の解決

- ◇ 本規約に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、大阪府営錦織公園を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。